

保険料の免除制度についてお知らせします

経済的な理由で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。

平成 28 年度の免除申請期間

申請免除制度 (全額・一部)

免除の期間

平成 28 年 7 月から
平成 29 年 6 月まで

納付猶予制度 (50 歳未満の方のみ)

猶予の期間

平成 28 年 7 月から
平成 29 年 6 月まで

学生納付特例制度 (学生の方のみ)

特例の期間

平成 28 年 4 月から
平成 29 年 3 月まで

○申請免除制度

申請者本人のほか、配偶者・世帯主も所得基準の範囲内である必要があります。

免除には、「全額免除」・「3 / 4 免除」・「半額免除」・「1 / 4 免除」があり、前年の所得に応じて審査します。

○納付猶予制度

50 歳未満の方については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得に応じて、納付が猶予されます。

○学生納付特例制度

本人の前年所得が 1 1 8 万円以下の学生が対象です。

◎過去 2 年間に保険料の未納期間はありませんか？

申請時点の 2 年 1 カ月前の月分まで免除申請をすることができます。

◆免除・猶予等と未納の違い

	納 付	法定免除※注1 申請免除 (全額)	申請免除 (一部)※注2	納付猶予 学生納付特例	未 納
老齢基礎年金を受け取る ための資格期間	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	× 含まれません
老齢基礎年金額への反映	○ 含まれます	○ 一部含まれます	○ 一部含まれます	× 含まれません	× 含まれません
障害・遺族基礎年金を受 けるための資格期間	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	× 含まれません

注1 法定免除とは、障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方等が、届出ることにより保険料の全額が免除されます。

注2 申請免除(一部)については、免除とならない部分の保険料を納付する必要があります。

◎免除期間の保険料は、10 年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。

ただし、平成 28 年度中に追納する場合、**平成 25 年度以前の保険料には加算金がつきます。**

手続きに関するお問い合わせ先

日本年金機構新潟西年金事務所(国民年金課) ☎025-225-3012

市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112

または、各支所・行政サービスセンター 国民年金担当